

公益社団法人日本口腔インプラント学会関東・甲信越支部代議員選挙規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）関東・甲信越支部（以下、「本支部」という。）は本会定款、定款施行細則および選挙規程に基づき、次期代議員の選出についてこの規程に定める。

(支部選挙管理委員会)

第2条 本支部に支部選挙管理委員会を設ける。

- 2 支部選挙管理委員会は、支部長の指名による支部正会員8名で構成する。
- 3 支部選挙管理委員会の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。
- 4 欠員が出た場合は、直ちに支部長の指名により補充する。
- 5 支部選挙管理委員会は改選年の5月31日までに、選挙人数、次期代議員候補者、次期理事候補者および次期支部長候補者の名簿を中央選挙管理委員会に提出する。

(選挙人及び被選挙人の資格及び確認)

第3条 代議員選挙の選挙人は、改選年の4月1日現在、本支部に所属する正会員であり、前年度分の会費を納入した者とする。

- 2 代議員選挙の被選挙人は原則正会員歴6年以上であり、改選年の4月1日現在、本支部に所属する満68歳未満の正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。
- 3 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された支部正会員名簿に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。
- 4 支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

(次期代議員の選出)

第4条 支部正会員は次の2つの所属に区分して次期代議員を選出する。

- ① 歯学部所属・医学部所属・その他大学関係者・病院勤務
 - ② ①以外の一般臨床医・歯科衛生士・歯科技工士・その他
- 2 次期代議員は、①と②所属のそれぞれの支部正会員の中から選挙によって選出する。
 - 3 ②に所属する代議員は各都県に1名以上配分されなければならない。
 - 4 次期代議員総数は、本会代議員選挙規程第7条により定められる。
偶数の場合は、各区分に半数を配分し、奇数の場合は総数から1名を減じて等分し、減じた1名を②の区分に加える。
 - 5 所属①から選出する次期代議員数は、各研修施設所属の正会員数の比率で各施設に配分する。
 - 6 支部選挙管理委員長は、支部選挙規程第3条4項ならびに5項で選出された次期の

代議員名簿を中央選挙管理委員会に提出する。

(補則)

- 第5条 この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。
- 2 この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

(附則)

- 1 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成22年11月11日）から施行する。
- 2 この規程は、平成29年3月12日に一部改正し、同日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年2月14日に一部改正し、同日から施行する。